

平成17年(行ウ)第23号 公務外認定取消請求事件  
原告 大友博子  
被告 地方公務員災害補償基金  
(処分行政庁) 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

## 準備書面(3)

平成18年6月27日

仙台地方裁判所第1民事部合B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 安西 愈

弁護士 井上 克樹

弁護士 松原 健一

原告の準備書面(1)及び(2)に対して、下記のとおり、認否・反論する。  
なお、被告の主張は後述第3のとおりである。

### 記

#### 第1 原告準備書面(1)に対する認否・反論

##### 1 1項「被告による公務外の認定理由」について

平成15年5月23日付「公務災害の認定について」と題する文書において、原告が引用する記載があることは認める。

しかし、故大友雅義(以下、「雅義」という。)が行っていた第28回全国中学校バドミントン大会総務部長としての業務に関して、公務遂行性は認められないことは、被告が重ねて主張してきたところである。

##### 2 同2項「中学校体育連盟(中体連)の目的と中学校体育大会の位置づけ」について

(1) 同項(1)は、概ね認める。

(2) 同項(2)は、概ね認める。ただし、全国中学校体育大会の行う体育大会は学校単位で参加するものとあるのは、「学校代表が参加する」

が正しい。また、原告が引用する「全国中学校体育大会運営の基本」は、法令や条例ではなく、財団法人日本中学校体育連盟によって定められたものである。

なお、訴状では、宮城県中学校体育連盟を「中体連」と略していたが、財団法人日本中学校体育連盟と混同するので、以下では、「県連盟」と略す。

(3) 同項(3)は、概ね認める。

ただし、大会運営の実務は、原告も引用する全国中学校体育大会開催基準(甲第1号証248頁)において、「3.大会の主管…競技大会の運営と主管は会場地の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該種目競技団体が行う」と定められているとおり、会場地の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該種目競技団体が行う。

(4) 同項(4)のうち、全国中学校体育大会開催基準の「2.主催」に原告引用部分があることは認めるが、「このことは…明確にされている」との原告主張については、何をさすのか不明確であり、認否を差し控える。

(5) 同項(5)のうち、教育委員会が大会運営の責任を負うことは否認する。また、都道府県ないし市町村教育委員会は、共催者に名を連ねているものの、大会運営には直接携わらないという意味で、名目的なものである。

また、原告は、「そもそも中体連は、本来、市教委や県教委が行うべき業務を遂行しているきわめて公的な団体」と主張するが、その意味が不明確であり、認否を差し控える。

なお、財団法人日本中学校体育連盟並びにその傘下の県連盟及び市連盟が公的性格を有することは否定できないが、何れも任意団体として、自らの意思決定により業務を遂行しているのであって、教育委員会等の下部組織ではなく、また教育委員会の指揮命令を受けるものではない。いずれにせよ、県連盟の業務というだけでは、公務遂行性を認める根拠とはならない。

3 同3項「学校行事としての中学校体育大会の位置づけ」について

(1) 同項(1)のうち、全国中学校体育大会が学校行事として位置づけられていたことは否認し、その余は認める。

(2) 同項(2)は認める。なお、原告が引用する年間行事予定表には、全国中学校体育大会に関する記載はない。

(3) 同項(3)のうち、第1文及び第2文は認める。学校長は、大会への派遣の依頼状を受け、出張(職務)として派遣するか、職務専念義

務免除（非職務）として派遣するかを、裁量により決定するものである。

第3文及び第4文は不知。第5文以下については否認ないし争う。

4 同4項「中体連役員選任の実態」について

(1) 同項(1)のうち、県連盟主催の各種大会が教育活動の一環として位置づけられていたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

(2) 同項(2)の第1文のうち、中学校の部活動顧問が、学校長により校務分掌として任命されることは認めるが、その余は不知。

第2文ないし第7文のうち、仙台市中学校体育連盟規約によれば、専門部が、各学校の部活動顧問によって構成されるとされていることは認めるが、その余は不知。

第8文は否認する。上記2(3)のとおり、全国大会の運営は、開催地教育委員会ではなく、会場の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該種目競技団体が行うものである。

第9文は不知。

(3) 同項(3)の第1文の内容が曖昧であるが、部活動顧問となることが、直ちに各大会の運営業務に従事する義務を生じさせるという意味であれば否認する。専門部員の地位に就いたとしても、各大会運営にどのように関与するかは、各専門部員の意思に委ねられている。

第2文は、部活動顧問が県連盟業務を行うことがあるという意味では認める。第3文は不知。公務以外の活動を行うのであれば、勤務時間外に行うか、職務専念義務の免除を受けるべきであるが、職務専念義務を免除されなかったからといって、公務でないものが公務になるわけではない。

5 同5項「任命権者の認識」について

仙台市教育委員会教育長が、原告が引用する回答を行ったことは認めるが、同教育長が、第28回全国中学校バドミントン大会総務部長としての業務及びバドミントン専門部副委員長としての業務につき、何らの留保もなく全て公務であると認識していたのか否か疑問である。なお、雅義の職務に関する命令権者は、同教育長ではなく学校長である。

公務該当性は、被告の準備書面(1)の第1.2(1、2頁)及び第3.2(10頁)以下に述べたように、学校長の支配ないし管理下にあったか否かにより判断されるべきである。

当時、学校長または教育委員会は、雅義が、いつ、どこで、何時間、どのような業務に従事しているのか知りえなかったのであるから、学校長の支配ないし管理下になかったのであり、本件の県連盟関連業務等は公務とは認め

られない。

6 同6項「給与の減額はなされていない」について

(1) 同項(1)は争う。ある業務が、公務ではない場合に、給与の減額をするか、職務専念義務の免除とし給与の減額をしないかは、学校長ないし教育委員会の判断であるが、公務でない業務に従事しているのであれば、職務専念義務の免除、給与減額を受けなかったとしても、公務災害にいう公務でないことは当然である。

(2) 同項(2)のうち、勤務時間内に県連盟関係の業務を行っていたことは不知。

雅義の給与が減額されなかったことは認めるが、だからといって、公務を意味するものでないことは前述のとおりである。

7 同7項は争う。

第2 原告準備書面(2)に対する認否・反論

1 「第1 指定休制度制定の経過」について

(1) 同1は認める。

(2) 同2のうち、文部省に関する部分は不知、その余は認める。

(3) 同3は不知ないし争う。

本件で問題となるのは、雅義の公務遂行状況であるが、学校閉庁とされている8月1日と、8月12日から8月17日(甲1・106頁)について、雅義は、部活動を行う予定はなかった(甲1・104頁。部活動予定表の「バド男・女」)。

2 「第2 指定休の消化状況」について

平成10年6月29日付宮城県学務課長の「まとめ取り及び夏季休暇等の計画的使用並びにプール当番について(通知)」に、原告主張の記載があること、仙台市立中山中学校の「平成10年度 夏季休業中の勤務について」と題する書面に、「指定休 夏季休業中に、残りすべての時間を申請する。(甲1・65頁)との記載があることは認める。

その余の指定休に関する一般的状況は不知。

3 「第3 雅義の指定休消化状況」について

(1) 同1のうち、雅義が前年度、3年生担当であったこと、雅義の出勤簿(甲1・18頁)に記載されている休が、指定休であることは認め、その余は不知。

(2) 同2については、別表の「日付」「曜日」「出勤簿の記載」各欄の内容は認める。

「学校行事」「勤務時間及びその担当業務」各欄記載の内容は不知。た

だし、甲1・113、114頁の申請書、整理簿、甲1・107頁の出張命令書で確認できるものは認める。なお、7月19日「部活指導(中山中)」とあるが、甲1・115頁の当該日欄は、「校外・仙台女子高」となっている。

- (3) 同3のうち、雅義の出勤簿(甲1・18頁)の記載、雅義が指定休として指定されていた8月4日ないし7日、10日、18日に部活動をする予定であったことは認め、その余は不知。
- (4) 同4のうち、平成10年度に宮城県でバドミントン大会の全国大会が予定されていたこと、宮城県大会が7月25日までであったことは認め、その余は不知。

### 第3 被告の主張

- 1 県連盟に関する業務を公務とみることができないことは既に主張してきたとおりであるが、仮に、これを公務とした場合においても、公務災害と認められるためには、公務過重性が必要であり、精神疾患による自殺案件においては、個体の脆弱性の程度を判断する手段・方法が確立されていないため、外的要因としての公務が過重であったと客観的に認められることが公平、公正を担保することになることは、被告準備書面(1)第1.3(2~8頁)に述べたとおりである。
- 2 しかるに、雅義の勤務状況は、被告準備書面(1)第3.3(11~17頁)に述べたとおりであり、公務過重性は認められない。
- 3 これに対し、原告は、平成10年7月下旬以降の労働時間につき、「7月20日~26日 75時間(超過勤務35時間)、7月27日~8月2日 91時間(超過勤務51時間)...」(訴状13頁)等の主張をすところである。  
この点、県連盟に関する業務が公務だとすれば、被告準備書面(1)第3.3(11~17頁)で述べた勤務の他に、これを考慮に入れることとなるが、本件においては、雅義が従事したとする県連盟関係の業務を客観的に認定判断する資料は存在しない。
- 4 唯一、原告の提出した「災害発生前1か月間の勤務状況調査表」(甲1・26、27頁)が、存在するところであるが、雅義と行動をともにしたわけではなく、かつ、当時、記録された資料でもないため、客観的資料と認めることはできない。
- 5 要するに、県連盟関係業務を公務と仮定しても、その過重性を認める客観的な資料は存在しないのである。

特に、7月21日から8月23日までは、夏季休業であって、日常業務である通常の授業等は行っていないのであるから、確たる証拠もなく、通常の

負担から解放されているこの期間中に、特に過重な業務に従事したと認めることは困難といわざるを得ないのである。

以上